

平成 14 年第 2 回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

1 期 日 平成 14 年 6 月 26 日 (水)

2 場 所 東京区政会館

3 出席議員 (15 名)

1 番	千代田区	満 処 昭 一
3 番	港区	島 田 幸 雄
5 番	文京区	成 澤 廣 修
7 番	北区	福 田 伸 樹
9 番	品川区	林 宏
10 番	目黒区	石 橋 佳 子
11 番	大田区	河 津 章 夫
13 番	渋谷区	岡 本 浩 一
14 番	中野区	斉 藤 金 造
17 番	板橋区	菅 東 一
18 番	練馬区	小 林 み つ ぐ
19 番	墨田区	早 川 幸 一
20 番	江東区	米 沢 正 和
21 番	足立区	鈴 木 進
22 番	葛飾区	峯 岸 實

4 欠席議員 (8 名)

2 番	中央区	今 野 弘 美
4 番	新宿区	野 口 ふ み あ き
6 番	台東区	木 村 肇
8 番	荒川区	並 木 一 元
12 番	世田谷区	新 田 勝 己
15 番	杉並区	小 泉 や す お
16 番	豊島区	小 倉 秀 雄
23 番	江戸川区	花 島 貞 行

5 出席説明員

管理者	石 塚 輝 雄
副管理者	岩 波 三 郎
副管理者	竹 尾 格
収入役	木 村 靖 男

監査委員	山本仁衛
監査委員	室橋昭
総務部長	廣田倬典
施設管理部長	梅澤勝利
処理技術担当部長	茂中勉
計画推進部長	伊藤孝
計画推進担当部長	松本保幸
建設部長	程塚繁
総務課長	大室郁夫
職員課長	鴨志田隆
財政課長	田島俊二

6 出席議会事務局職員

事務局長	金子勇夫
事務局次長	高橋進治
書記	伊藤孝昭
書記	和田世生

7 議事日程

- 日程第1 東京二十三区清掃一部事務組合議会副議長選挙
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 東京二十三区清掃一部事務組合議会常任委員の選任について
- 日程第4 議員提出議案第1号 東京二十三区清掃一部事務組合議会会議規則の一部
を改正する規則
- 日程第5 議案第14号 東京二十三区清掃一部事務組合監査委員の選任同意について
- 日程第6 議案第15号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特
例に関する条例
- 日程第7 議案第16号 東京二十三区清掃一部事務組合事務手数料条例
- 日程第8 議案第17号 東京二十三区清掃一部事務組合情報公開条例の一部を改正
する条例
- 日程第9 議案第18号 東京二十三区清掃一部事務組合個人情報の保護に関する条
例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第19号 大田清掃工場第二工場焼却炉補修及び焼却設備等整備工
事請負契約の締結について

- 日程第 1 1 報告第 2 号 平成 1 3 年度東京二十三区清掃一部事務組合繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 1 2 東京二十三区清掃一部事務組合議会議員の派遣について
- 日程第 1 3 陳情の付託
- 追加日程第 1 東京二十三区清掃一部事務組合議会議長の辞職について
- 追加日程第 2 東京二十三区清掃一部事務組合議会議長選挙
- 追加日程第 3 議案第 1 5 号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例
- 追加日程第 4 議案第 1 6 号 東京二十三区清掃一部事務組合事務手数料条例
- 追加日程第 5 議案第 1 7 号 東京二十三区清掃一部事務組合情報公開条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 6 議案第 1 8 号 東京二十三区清掃一部事務組合個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 7 議案第 1 9 号 大田清掃工場第二工場焼却炉補修及び燃焼設備等整備工事請負契約の締結について
- 追加日程第 8 総務・事業委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程第 9 運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会（午後２時３５分）

成澤 廣修議長 開会に先立ち、東京二十三区清掃一部事務組合議会議員の異動について、事務局より報告させます。

金子事務局長 ご報告申し上げます。千代田区、満処昭一議員、平成１４年５月 ２３日就任。中央区、今野弘美議員、平成１４年５月３１日就任。北区、福田伸樹議員、平成１４年５月２７日就任。荒川区、並木一元議員、平成１４年５月３１日就任。目黒区、石橋佳子議員、平成１４年５月２４日就任。渋谷区、岡本浩一議員、平成１４年５月２０日就任。豊島区、小倉秀雄議員、平成１４年５月２８日就任。墨田区、早川幸一議員、平成１４年５月２４日就任。江東区、米沢正和議員、平成１４年６月１２日就任。足立区、鈴木進議員、平成１４年５月２８日就任。以上でございます。

成澤 廣修議長 ただいまから、平成１４年第２回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。議席の指定を行います。議席は会議規則第３条第１項の規定により、議長から指定いたします。事務局長に朗読いたさせます。

金子事務局長 １番、満処昭一議員。２番、今野弘美議員。７番、福田伸樹議員。８番、並木一元議員。１０番、石橋佳子議員。１３番、岡本浩一議員。１６番、小倉秀雄議員。１９番、早川幸一議員。２０番、米沢正和議員。２１番、鈴木進議員。以上でございます。

成澤 廣修議長 それでは、ここで管理者から発言の申し出がありましたので、これを許します。

石塚輝雄管理者。

石塚 輝雄管理者 東京二十三区清掃一部事務組合の管理者を仰せつかっております、板橋区長の石塚輝雄でございます。平成１４年第２回定例会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。議員の皆様には大変お忙しい中をご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

まず始めに、今月１７日に発生いたしました、千歳清掃工場における灰状物質の飛散事故につきましては、近隣住民ならびに皆様方に大変なご迷惑とご心配をおかけいたしました。既に、現場対応や事故の原因等につきましては、皆様にお知らせいたしました。今後このような事故のないように、職

員教育の徹底と、再発防止策を指示したところでございます。何とぞ、議員の皆様方のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日、定例会にご提案する案件は監査委員の選任同意のほか、新たに制定を必要とする条例といたしまして、東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例ほか1件、一部改正を要する条例として、東京二十三区清掃一部事務組合情報公開条例の一部を改正する条例など2件。並びに大田区清掃工場第二工場焼却炉補修及び燃焼設備等整備工事請負契約の案件でございます。

また、多摩川清掃工場プラント更新事業などの繰越明許費につきましても、繰り越すべき額が確定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

以上の件につきまして、ご審議を賜りますようお願いを申し上げ、私の発言とさせていただきます。ありがとうございました。

成澤 廣修議長 管理者のあいさつは終わりました。

次に、諸般の報告を事務局長にいたさせます。

金子事務局長 ご報告申し上げます。

一、平成14年第2回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の招集について

二、議案の送付について

三、議事説明員について

以上「一」から「三」の3件につきましてはお手元に文書の写しがございますので、内容の朗読を省略させていただきます。

なお、本日欠席の届がありました議員は8名です。

成澤 廣修議長 次に、例月出納検査の報告が、監査委員から議長あてに提出されておりますので、事務局長に報告させます。

金子事務局長 お手元に4月分の例月出納検査結果報告書の写しがお配りしてございますので、写しの配付をもってご報告とさせていただきます。

成澤 廣修議長 会議規則第112条に基づき17番、菅東一議員及び19番、早川幸一議員を会議録署名議員に指名いたします。

次に日程第1を議題にします。

〔事務局長朗読〕

日程第1 東京二十三区清掃一部事務組合議会副議長選挙

成澤 廣修議長 ただいま議題となりました、東京二十三区清掃一部事務組合議会副議長選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

成澤 廣修議長 異議なしと認めます。よって選挙の方法については、指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名は、議長から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

成澤 廣修議長 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

東京二十三区清掃一部事務組合議会副議長には、岡本浩一議員を指名いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

成澤 廣修議長 ご異議なしと認めます。よって、東京二十三区清掃一部事務組合議会副議長に岡本浩一議員が当選いたしました。

ご当選になりました岡本浩一議員が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項により告知いたします。

岡本浩一議員にごあいさつをお願いいたします。

岡本 浩一副議長 副議長の大任を仰せつかりました、渋谷区の岡本でございます。議長を補佐し、議会の円滑な運営のために全力を尽くす所存でございますので、何とぞ、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

成澤 廣修議長 ここで議長を交代いたします。

岡本 浩一副議長 ただいま、東京二十三区清掃一部事務組合議会成澤廣修議長から副議長あてに辞職願が提出されました。この際、日程追加についてお諮りいたします。東京二十三区清掃一部事務組合議会議長の辞職についてほか1件を本日の日程に追加し、日程の順序を変更し、先議したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

岡本 浩一副議長 ご異議なしと認めます。よって、東京二十三区清掃一部事務組

合議会議長の辞職についてほか1件を本日の日程に追加し、日程の順序を変更し、先議することに決定しました。

追加日程第1を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第1 東京二十三区清掃一部事務組合議会議長の辞職について

岡本 浩一副議長 地方自治法第117条、除斥の規定に基づき5番、成澤廣修議員の退席を求めます。

〔成澤廣修議員退場〕

岡本 浩一副議長 辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

金子事務局長 「辞職願

今般、都合により議長を辞したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願いいたします。

平成14年6月26日

東京二十三区清掃一部事務組合議会
議長 成澤 廣修

東京二十三区清掃一部事務組合議会副議長

岡本 浩一 様

」

岡本 浩一副議長 お諮りいたします。成澤廣修議員の東京二十三区清掃一部事務組合議会議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

岡本 浩一副議長 ご異議なしと認めます。よって、成澤議員の東京二十三区清掃一部事務組合議会議長の辞職を許可することに決定いたしました。

成澤廣修議員の除斥を解除いたします。

〔成澤廣修議員入場〕

岡本 浩一副議長 次に、追加日程第2を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第2 東京二十三区清掃一部事務組合議会議長選挙

岡本 浩一副議長 ただいま、議題となりました、東京二十三区清掃一部事務組合議会議長選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定に基

づき、指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

岡本 浩一副議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、副議長から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

岡本 浩一副議長 ご異議なしと認めます。よって、副議長が指名をすることに決定いたしました。

東京二十三区清掃一部事務組合議会議長に、小林みつぐ議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

岡本 浩一副議長 ご異議なしと認めます。よって、東京二十三区清掃一部事務組合議会議長に小林みつぐ議員が当選いたしました。

なお、会議規則第30条第2項による告知はご当選になりました、小林みつぐ議員が議場におられますので、同議員には口頭をもってこの旨告知いたします。

小林議長と交代いたします。よろしく願いをいたします。

小林 みつぐ議長 一言ごあいさつを申し上げます。ただいま、皆様のご推挙をいただきまして、東京二十三区清掃一部事務組合議会の議長の重責を担うことになりました、小林でございます。

清掃一部事務組合は、各特別区が収集・運搬したごみを、円滑に中間処理するという重大な役割を担い、一昨年4月以降着実にその事業を運営してきたものと認識しております。

800万人の区民生活に必要な不可欠なサービスである清掃事業を、なお一層充実させるために、組合議会の議長として全力を尽くす所存でございますので、各議員並びに石塚管理者はじめ皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、引き続き会議を進めます。

次に、日程第2を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第2 会期決定について

小林 みつぐ議長 会期についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日より6月30日までの5日間とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

小林 みつぐ議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から5日間と決定いたしました。

次に、日程第3を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第3 東京二十三区清掃一部事務組合議会常任委員の選任について

小林 みつぐ議長 お諮りいたします。本件については、委員会条例第4条第1項の規定に基づき、議長から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

小林 みつぐ議長 ご異議なしと認めます。よって議長から指名することに決定いたしました。

事務局長に朗読させます。

金子事務局長 総務・事業委員に4番、野口ふみあき議員。6番、木村肇議員。7番、福田伸樹議員。9番、林宏議員。12番、新田勝己議員。14番、斉藤金造議員。17番、菅東一議員。20番、米沢正和議員。23番、花島貞行議員。

財務委員に1番、満処昭一議員。3番、島田幸雄議員。8番、並木一元議員。10番、石橋佳子議員。13番、岡本浩一議員。15番、小泉やすお議員。18番、小林みつぐ議員。19番、早川幸一議員。21番、鈴木進議員。

運営委員に2番、今野弘美議員。5番、成澤廣修議員。11番、河津章夫議員。16番、小倉秀雄議員。22番、峯岸實議員。

小林 みつぐ議長 この際、正副委員長を互選するため、暫時休憩を取るところですが、議事進行上、日程第4から第13までを審議した上で、休憩をとり

まして各委員会を開催したいと思いますが、よろしくご協力をお願い申し上げます。

次に、日程第4を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第4 議員提出議案第1号 東京二十三区清掃一部事務組合議会会議規則の一部を改正する規則

小林 みつぐ議長 提案理由の説明を求めます。

11番、河津章夫議員。

河津 章夫議員 ただいま、上程されました日程第4、議員提出議案第1号について提案理由の説明を申し上げます。議員提出議案第1号については、地方自治法第100条第12項の規定に基づき、議員を派遣する場合に、会議規則第113条において、「法100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長においてこれを決定することができる。」

第2項 前項の規定により議員の派遣を決定するにあたっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない」との規定を新設するものです。また、本改正に合わせて、各定例会及び臨時会における会期の決定について、より柔軟に対応できよう改正するとともに、記載の文言表現の訂正を図るものであります。

よろしくご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

小林 みつぐ議長 ありがとうございます。ただいまの説明に対してご質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

小林 みつぐ議長 ほかに質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

小林 みつぐ議長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第1号は直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りいたします。本件議案を原案のとおり可決することに、ご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

小林 みつぐ議長 ご異議なしと認め、議員提出議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5を議題とします。

〔事務局長朗読〕

日程第5 議案第14号 東京二十三区清掃一部事務組合監査委員の選任同意について

小林 みつぐ議長 地方自治法第117条、除斥の規定に基づき、7番、福田伸樹議員の退席を求めます。

〔福田伸樹議員退場〕

小林 みつぐ議長 本件に関し、提案理由の説明を求めます。

石塚 輝雄管理者。

石塚 輝雄管理者 議案第14号につきまして提案いたしました理由並びに内容をご説明申し上げます。

議案第14号、東京二十三区清掃一部事務組合監査委員の選任同意につきましては、監査委員に選任されておりました、渋谷区議会議長の伊藤毅志様が議長改選による交代により、5月20日付で監査委員を退職されました。

これに伴い、新たな監査委員を選任する必要があることから、一部事務組合同規約第13条の規定に基づき、議会の同意を得て組合議員から選出するものでございます。

北区議会議長の福田伸樹様は、組合の監査委員として適任であると判断し、議会の同意をお願いするものでございます。

以上が第14号の提案理由でございます。

何とぞご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。

小林 みつぐ議長 以上で提案理由の説明は終わりました。ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

小林 みつぐ議長 ほかに質疑なしと認め、質疑を終わります。お諮りいたします。本件については原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

小林 みつぐ議長 ご異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

福田伸樹議員の除斥を解除します。

〔福田伸樹議員入場〕

小林 みつぐ議長 次に、日程第6から日程第9までを一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第6 議案第15号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例

日程第7 議案第16号 東京二十三区清掃一部事務組合事務手数料条例

日程第8 議案第17号 東京二十三区清掃一部事務組合情報公開条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第18号 東京二十三区清掃一部事務組合個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

小林 みつぐ議長 提案理由の説明を求めます。

竹尾格副管理者。

竹尾 格副管理者 議案第15号から議案第18号につきまして、一括して提案いたしました、理由並びに内容をご説明申し上げます。

議案第15号、東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例についてでございますが、収入役の給料月額について23区収入役の現在の支給額との均衡を図るため、制定するものでございます。

収入役の給料月額は現在79万円と規定されておりますが、今回の特例条例で、今月7月分の給料から平成15年3月分までの間、月額7万6,000円に改正するものでございます。

議案第16号、東京二十三区清掃一部事務組合事務手数料条例は地方自治法第227条の規定に基づき、特定の者の請求に応じて、確認行為、公証行為等の役務を提供し、その対価として手数料を徴収するため、条例を新たに制定するものでございます。内容といたしましては、1件につき300円徴収し、閲覧、証明の範囲は法令等の定めにより、証明等をしても支障のないものに限るとしております。

議案第17号、東京二十三区清掃一部事務組合情報公開条例の一部を改正する条例及び議案第18号、東京二十三区清掃一部事務組合個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、ビデオテープ、録音テープ及びマイクロフィルム以外のフィルムについて、これまで視聴に限ってありましたが、複写の交付もできることとし、合わせてその複写の交付手数料について規定を設けたものでございます。手数料等につきましては、それぞれごらの表のとおりでございます。

以上がこれらの議案を提案いたしました理由並びに内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

小林 みつぐ議長 以上で提案理由の説明は終わりました。ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

小林 みつぐ議長 ほかに質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第15号から議案第18号までの4議案については、総務・事業委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

小林 みつぐ議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第18号までの4議案は総務・事業委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第10を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第10 議案第19号 大田清掃工場第二工場焼却炉補修及び燃焼設備等整備工事請負契約の締結について

小林 みつぐ議長 提案理由の説明を求めます。

竹尾格副管理者。

竹尾 格副管理者 議案第19号、大田清掃工場第二工場焼却炉補修及び燃焼設備等整備工事請負契約の締結につきまして、提案いたしました理由及び内容をご説明いたします。

本件は議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例2条の規定に基づき提案いたすものでございます。工事の内容は、焼却炉の定期補修工事を中心に燃焼設備工事及び汚水処理施設設備整備工事など

からなっているものでございます。契約金額は6億9,825万円。契約方法は随意契約によるもので、契約の相手方は大阪府大阪市住之江区南港北一丁目7番89号、日立造船株式会社 取締役社長 重藤毅直。代理人、東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号、日立造船株式会社東京本社環境・プラント事業本部 環境東京営業部長 佐藤昭夫でございます。

以上が本件を提案いたしました理由並びに内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

小林 みつぐ議長 以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、9番、林宏議員から質疑の通告があります。発言を許します。

林宏議員。

林 宏議員 品川、林でございます。定期点検がなされるというのは知っています。金額が7億弱ということです。これは各焼却炉、各工場において定期的、もっと簡単に言うと一年に一遍、焼却炉を止めて点検していくということですけれども、定期点検ですから、23区内にある焼却炉は40近くあります。そういう焼却炉について、いつここがやる、ここがやるというような計画があると思うのですけれども、我々こういうふうに議案が出てくるたびに、今度はここか、今度はここかというような認識ですから、年次でどこがこういう、いつやるかというような計画を知らされているとは思うのだけれども、改めて14年どうというような計画が立たれているのかということ、まずお知らせいただきたいと思います。

小林 みつぐ議長 梅澤施設管理部長。

梅澤 勝利施設管理部長 清掃工場はご案内のとおり、24時間の連続操業をしております。さらに年間を通じまして、極力停止期間を少なくなるように運用をして、焼却能力の確保に努めておるところでございます。

しかし、清掃工場はごみの焼却を行うということから設備等が高温になる状況でございます。また、腐食しやすい環境にあるということ、さらに厳しい公害防止規制があることなど、設備の運転条件といたしまして、大変厳しい状況になっておるところでございます。このために、今先生からご案内のとおり、定期的に清掃点検整備を行っていく必要があるということで、実施しておるところでございます。そのほか、清掃工場には焼却炉公害防止設備のほかに、ボイラー、タービン等の余熱利用設備やクレーンまたは計量機などのさまざまな設備が設置されております。これらの設備

につきましては、電気事業法、あるいは労働安全衛生法、計量法などの関係法令によりまして、定期的に法定検査を受ける必要がございます。このため、定期的に焼却炉を停止いたしまして、定期点検補修工事、いわゆるオーバーホールと私ども申しておりますが、中間点検を年1回ずつ計画的に実施してございます。定期点検補修工事、いわゆるオーバーホールにつきましては、各設備の機能を維持しまして、施設の安定稼働を確保するために、具体的には清掃、点検、補修、整備工事を行うものでございまして、合わせてただいま申し上げました関係法令に定められた検査を実施いたします。また、その半年前に中間点検といたしまして、清掃、点検を行います。このときにオーバーホールで実施いたします、工事の内容につきましても調査を行うところでございます。

一炉あたりの停止期間でございますけれども、焼却炉の規模等の条件によりまして、異なるわけでございますが、オーバーホールは約7週間、中間点検が約2週間、合わせまして約2ヵ月間を要することになります。このため、年間の清掃工場の補修、工事計画を作成するに当たりましては、ごみ量の変動等に対応しまして、安定的な焼却能力を確保すること、さらに停止期間中のごみの搬入先の変更を円滑に行うなどを配慮して実施してございます。

以上でございます。

小林 みつぐ議長 林宏議員。

林 宏議員 毎年2ヵ月、要するに操業をやめなければいけないという。これは、清掃工場の宿命と先ほど説明があったように、高熱だとかもろもろの理由で、そういうことで閉めていかなければいけない。それは、もう工場をつくったときから、その焼却炉がだめになるというか、清掃工場を閉めるまで永久に続いていくことですよね。これについては、全部の工場が一週に23区閉めるわけにはいきませんよね。ここが閉めたら、先ほどお話しの中にあった、A工場が閉まったら、A工場の2ヵ月間をどこかの工場で、そのごみを処理しなければ23区の中にごみがたまっていってしまう。あるいはごみがゼロになる理想の時が来れば別ですけども、そういうのは考えられないことですから。

そうしますと、極端に言うたとえば、品川の清掃工場、今プラント更新で閉鎖されておりますけれども、通常操業しているとすると、うちで2ヵ月休んだときはよそへ、隣、近隣あるいは自動車の配送の関係でよその工

場に行くということになるわけですね。そうすると、これを考えていくと、自区内で自区内のごみを完結処理するということは、不可能であるという考えに至るわけですね。机の上で考えていくと、品川が品川の工場を2ヵ月休んだら、どこかに、大田さんをお願いするか、目黒さんをお願いするかしていかねばいけません。自区内で処理ができないということころに至っていくのですよね。さもないと、休めるだけの焼却炉の数を確保する。品川区内に今2基で動いているとすると、4基置いて2基休んだときもほかの2基を動かせば、品川で自区内処理ができる。そういう考えに至っていくわけですが、そんな経費のばかばかしいかけ方はバブルの時代ではないですから、できるはずがない。そうすると自区内処理という考え方は、成り立たなくなってくると思うのですよ、完結するにはね。通常は自区内処理はできていくという答えは出るけれども、さっき言った工場の宿命として2ヵ月操業停止があるのだということになると、自区内処理は不可能だ、完結するのは。そういう考え方が成り立つと思うのですけれども、単純に机の上で考えたとき、これは正しい考え方ですか。

小林 みつぐ議長 施設管理部長。

梅澤 勝利施設管理部長 今、先生のご指摘のとおり、完全に自区内で処理するという原則の上に立ちますと、トラブルあるいはオーバーホール等の停止時期に例えば、400トンなら400トン、600トンなら600トンを自区内だけで処理するということになりまして、現在と同じ予備の炉が完全に必要になると。ただ、隣接区と協定等を結ばれて、相互支援でやるという方法もないことはないと思いますが、一応そんな炉を大きくするだけではなくて、ごみのピットも当然処理できませんから、どんどんたまってまいりますので、そうした諸設備も含めてかなり必要になってまいります。

小林 みつぐ議長 林議員。

林 宏議員 今、お話しにあったように自区内で処理が考えられない。炉をふやす以外はね。とすると、やはり何区かで助け合っていかなければ、23区の中のごみ処理というのはできないということになるわけで、自区内という考え方を、今まで我々が考えてきた自区内というものから少し、検討し直さなければならぬ時期に僕は来ていると思うのです。

そういう意味からこの定期点検が、今回は大田で行われるのですけれども、できればどこどこがやったところは、どこどこに負担がかかるよとか

そういう計画があるのだと思います。そういうものも含めて、ここ1カ所だけではなくて、平成14年にかかわる定期点検についての連携というのか、自区内でできない部分はお隣とか、その向こうとか助け合うという、そういうような予定表、計画表を次で結構ですから出していただきたいと思います。お願いしておきます。

小林 みつぐ議長 よろしいですか。ほかに、ご質疑はございませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

小林 みつぐ議長 ほかに質疑なしと認め、質疑を終わります。お諮りいたします。議案第19号は、財務委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

小林 みつぐ議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は、財務委員会に付託することに決定いたしました。

次に、日程第11を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第11 報告第2号 平成13年度東京二十三区清掃一部事務組合繰越明許費
繰越計算書について

小林 みつぐ議長 事務局長に朗読いたさせます。

金子事務局長 「報告第2号

平成13年度東京二十三区清掃一部事務組合繰越明許費繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定による繰越明許費に係る平成13年度歳出予算の経費を平成14年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により別紙のとおり報告する。

平成14年6月26日

東京二十三区清掃一部事務組合管理者

石塚 輝雄

小林 みつぐ議長 報告理由の説明を求めます。

竹尾格副管理者。

竹尾 格副管理者 報告第2号、平成13年度東京二十三区清掃一部事務組合繰越

明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

本報告は平成14年第1回定例会において議決されました、平成13年度一般会計補正予算の繰越明許費に係わる歳出予算の経費を平成14年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し、ご報告申し上げます。

裏面の別紙繰越計算書のとおり、繰越額は第3款清掃費、第2項施設整備費のうち、多摩川清掃工場プラント更新事業ほか8件で、合計8億7,596万7,000円でございます。いずれも国の平成13年度補正予算に対応して増額補正をした経費のうち、翌年度に執行する経費について予算議決額と同額を繰り越したものでございます。

以上、ご報告をいたします。

小林 みつぐ議長 以上で報告は終わりました。

ただいまの説明のとおりですので、ご了承いただきたいと思っております。

小林 みつぐ議長 次に、日程第12を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第12 東京二十三区清掃一部事務組合議会議員の派遣について

小林 みつぐ議長 事務局長に朗読をいたさせます。

金子事務局長 「東京二十三区清掃一部事務組合議会議員の派遣について

地方自治法第100条第12項及び東京二十三区清掃一部事務組合議会
会議規則第113条の規定により次のとおり議員を派遣する。

記

1 東京二十三区清掃一部事務組合事業施設視察

(1) 派遣目的 東京二十三区清掃一部事務組合事業施設の調査研究のため

(2) 派遣場所 京浜島不燃ごみ処理センター

(3) 派遣期日 平成14年8月23日

(4) 派遣議員 東京二十三区清掃一部事務組合議会議員 』

小林 みつぐ議長 ただいまの内容に対しご質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

小林 みつぐ議長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

お諮りいたします。議員の派遣については原案のとおり決定することに

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

小林 みつぐ議長 ご異議なしと認め、東京二十三区清掃一部事務組合議会議員の派遣については、原案のとおり決定いたしました。

次に日程第13を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第13 陳情の付託

小林 みつぐ議長 今回、受理いたしました陳情第2号は、お手元に配付した陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。陳情第2号は総務・事業委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

小林 みつぐ議長 ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号は総務・事業委員会に付託することと決定いたしました。

この際、各委員会を開催するため暫時休憩いたします。

休 憩（午後3時15分）

再 開（午後3時40分）

小林 みつぐ議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、各委員会において正副委員長が互選されましたので、事務局長に報告させます。

金子事務局長 総務・事業委員長、4番、野口ふみあき議員。総務・事業副委員長、14番、齊藤金造議員。財務委員長、19番、早川幸一議員。財務副委員長、8番並木一元議員。運営委員長、5番、成澤廣修議員。運営副委員長、11番、河津章夫議員。以上でございます。

小林 みつぐ議長 各委員長からごあいさつがあります。

財務委員長お願いいたします。

早川 幸一財務委員長 財務委員長に指名されました、早川幸一でございます。皆

様の協力を得まして委員会運営を円滑に行いたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

小林 みつぐ議長 運営委員長お願いいたします。

成澤 廣修運営委員長 運営委員長の成澤でございます。議会の円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願い致します。

小林 みつぐ議長 次に、総務・事業委員会の審査が終了した議案第15号から議案第18号までの4議案、財務委員会の審査が終了した議案第19号と総務・事業委員会の閉会中の継続審査及び運営委員会の閉会中の継続調査についての計7件を、本日の日程に追加し、審議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

小林 みつぐ議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第15号ほか6件を本日の日程に追加し、審議することに決定いたしました。

議事進行上、追加日程第3から追加日程第6までの4件を一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第3 議案第15号 東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例

追加日程第4 議案第16号 東京二十三区清掃一部事務組合事務手数料条例

追加日程第5 議案第17号 東京二十三区清掃一部事務組合情報公開条例の一部を改正する条例

追加日程第6 議案第18号 東京二十三区清掃一部事務組合個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

小林 みつぐ議長 総務・事業委員会からの報告をお願いいたします。

斉藤金造総務・事業副委員長。

斉藤 金造総務・事業副委員長 総務・事業委員会に付託されました議案に対する審査結果について報告いたします。当委員会に付託されました議案は、議案第15号、東京二十三区清掃一部事務組合常勤副管理者等の給料の特例に関する条例。議案第16号、東京二十三区清掃一部事務組合事務手数料条例。議案第17号、東京二十三区清掃一部事務組合情報公開条例の一部を改正する条例。議案第18号、東京二十三区清掃一部事務組合個人情報

の保護に関する条例の一部を改正する条例の4件であります。

議案第15号は、特別区の特別職の給料との均衡を図るため本組合収入役の給料について、特例措置を設ける必要があるために制定するものであります。

議案第16号は、地方自治法第227条の規定に基づき、特定の者の請求に応じて確認行為、公証行為等の役務を提供し、その対価として手数料を徴収するため、条例を新たに制定するものであります。

議案第17号及び議案第18号は、情報公開及び個人情報の開示方法に関してビデオテープ、録音テープ等については、これまで視聴に限っておりましたが、複写もできることとし、合わせてその交付手数料についての規定を設けるものであります。審査の結果いずれも原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

以上で総務・事業委員会報告を終わります。

小林 みつぐ議長 ただいまの総務・事業委員会からの報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

小林 みつぐ議長 ほかに質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第15号から議案第18号までの4議案は、総務・事業委員会からの報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

小林 みつぐ議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第15号から議案第18号までの4議案は、総務・事業委員会からの報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第7を議題にいたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第7 議案第19号 大田清掃工場第二工場焼却炉補修及び燃焼設備等整備工事請負契約の締結について

小林 みつぐ議長 財務委員会からの報告をお願いいたします。

早川幸一財務委員長。

早川 幸一財務委員長 財務委員会に付託されました、議案に対する審査結果について報告します。当委員会に付託されました議案は、議案第19号、大田

清掃工場第二工場焼却炉補修及び燃焼設備等整備工事請負契約の締結についてであります。

議案第19号は焼却炉の補修と各設備の機能を維持し、設備の安定稼働を確保するために行う定期補修工事に合わせて、老朽化の進んだ火格子駆動装置などの燃焼設備、並びに排水中のダイオキシン類削減対策のための汚水処理設備の整備を行うための、工事契約の締結であります。

以上の工事請負契約の締結については質疑及び審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で財務委員会報告を終わります。

小林 みつぐ議長 ただいまの財務委員長からの財務委員会報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

小林 みつぐ議長 とくに質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第19号は財務委員会報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

小林 みつぐ議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は、財務委員会報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に日程第8を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第8 総務・事業委員会の閉会中の継続審査について

小林 みつぐ議長 総務・事業委員会の継続審査申出書を事務局に朗読いたさせます。

金子事務局長 「継続審査申出書

本委員会において審査中の下記事項について、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第72条の規定により申し出ます。

記

1 平成14年陳情第1号

清掃工場建設計画の見直しを求める陳情

2 平成14年陳情第2号

渋谷清掃工場にダイオキシンの連続監視装置の設置を求める陳情

平成14年6月26日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

総務・事業副委員長 齊藤金造

東京二十三区清掃一部事務組合議会

議長 小林 みつぐ様

小林 みつぐ議長 お諮りいたします。総務・事業委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

小林 みつぐ議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は総務・事業委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。次に、追加日程第9を議題といたします。

追加日程第9 運営委員会の閉会中の継続調査について

小林 みつぐ議長 継続調査申出書を事務局長に朗読させます。

金子事務局長 「継続調査申出書

本委員会において調査中の下記事項について、今定例会中に調査を終了することは困難であるので、閉会中も調査いたしたく、会議規則第72条の規定により申し出ます。

記

1 議会の運営連絡等について

平成14年6月26日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

運営委員長 成澤 廣修

東京二十三区清掃一部事務組合議会

議長 小林 みつぐ様

小林 みつぐ議長 お諮りいたします。運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

小林 みつぐ議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は運営委員会申し出のと

おり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

小林 みつぐ議長 ここで管理者から発言の申し出があります。

石塚輝雄管理者。

石塚 輝雄管理者 第2回定例会の散会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案いたしました議案につきましては、慎重なご審議の上いずれも原案どおり、ご同意、ご議決を賜りましてまことにありがとうございました。ご審議の中でいただきました、ご意見等に十分留意いたしまして、清掃工場等の適切な管理、運営に努めてまいりますので、引き続きご指導賜りますようよろしく願いを申し上げます。本日はまことにありがとうございました。

小林 みつぐ議長 以上で管理者の発言は終わりました。

以上を持ちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉 会(午後3時50分)

会議録署名議員

議長 小林 みつぐ

議員 菅 東一

議員 早川 幸一